

議案第67号

静岡市城北運動場条例の一部改正について

静岡市城北運動場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月21日提出

静岡市長 田辺信宏

静岡市城北運動場条例の一部を改正する条例

静岡市城北運動場条例（平成15年静岡市条例第125号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第14条関係）

利用区分		単位	利用料金の限度額	
テニス場	一般	1面1利用区分帯につき	1,220円	
	生徒等及び70歳以上の者	1面1利用区分帯につき	860円	
相撲場	一般	1時間につき	150円	
	生徒等及び70歳以上の者	1時間につき	110円	
クラブハウス	更衣室（シャワーを使用する場合に限る。）		100円	
	多目的室	一般	1室1利用区分帯につき	930円
		生徒等及び70歳以上の者	1室1利用区分帯につき	660円

別表備考中6を8とし、3から5までを5から7までとし、同備考2（1）中「610円」を「この表による金額の2分の1に相当する額」に改め、同2（2）中「310円」を「この表による金

額の3分の1に相当する額」に改め、同2を同備考4とし、同備考1ただし書中「610円」を「この表による金額の2分の1に相当する額」に、「310円」を「この表による金額の3分の1に相当する額」に改め、同1を同備考3とし、同備考に1及び2として次のように加える。

1 「生徒等」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 高等学校、中学校及び小学校の在学者並びにこれらに準ずる者

(2) 幼稚園の在園者及びこれに準ずる者

2 「一般」とは、生徒等及び70歳以上の者以外の者をいう。ただし、3歳未満の者を除く。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

2 この条例による改正後の静岡市城北運動場条例別表の規定に基づく静岡市城北運動場の利用料金の設定は、この条例の施行の日前においてもこれを行うことができる。